

稲沢市公募型補助金

【令和6年度分 募集要領】



©稲沢市 いなッピー

稲沢市

市民福祉部地域協働課

1 目的

稲沢市では、市民活動団体が行う公益的な社会貢献事業を公募し、当該事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民活動団体の自発的な活動の推進及び活性化を図り、もってその自立を促すことを目的とします。

2 「市民活動」とは

「市民活動」とは、営利を目的とせず、かつ、豊かで多様な市民生活の実現に寄与することを目的とする市民の自主的な社会参加活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいいます。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

3 補助を受けられる「市民活動団体」の要件について

「市民活動団体」とは、前項に規定する市民活動を行うものであって、次の各号いずれにも該当するものをいいます。

- (1) 本市内において継続的に市民活動を行っている、又は行う意思があると認められる5名以上で構成された団体であること。
- (2) 本市内に活動拠点を有すること。
- (3) 組織の運営に関する規約、会則等の定めがあること。
- (4) 稲沢市暴力団排除条例(平成23年稲沢市条例第13号)に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。

4 補助対象となる事業について

- (1) 補助金の交付の対象となる事業は、市民活動団体が実施する事業であって、その内容が市民活動団体の自立促進及び活性化に寄与すると市長が認めるもの
- (2) 前項の規定にかかわらず、国若しくは他の地方公共団体又は民間団体等による補助金等の交付を受けていないこと。

5 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、下表に定めるとおりとします。

補助対象経費	経費の種類
報償費	団体構成員以外の講師への謝礼等
旅費	団体構成員以外の講師への宿泊費、交通費等
需用費	消耗品費、印刷製本費等（食糧費は除く。）
役務費	通信運搬費、保険料、翻訳料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具の借上料等
備品購入費	購入価格がおおむね3万円を超え、耐用年数が2年以上の備品購入費（補助対象経費に不可欠とされるものに限る。）
その他の経費	市長が特に必要かつ適当と認めた経費

6 補助の対象とならない経費

次のような経費は対象になりません。

- ・人件費
- ・食糧費（飲食代・食材費含む）及び事業に関連して開催するパーティー等の経費
- ・修繕料
- ・工事請負費
- ・使い残しが出るほど大量に購入する消耗品
- ・使用頻度が少なく一時的な使用に留まる備品
- ・保管料・広告料
- ・事務所等の団体の運営経費（光熱水費、電話代、インターネット接続料、その他運営経費と事業費が明確に区別できない経費も含む）
- ・**同一団体の構成員に支払う経費（旅費など）**
- ・ユニフォーム
- ・土地、建物等の取得に要する経費
- ・その他当該事業の実施にかかる直接経費と認められない経費
- ・**領収書の日付が交付決定日より前の経費**

7 補助金額等

- (1) 補助金の額は、補助対象経費から次に掲げる収入及び経費を差し引いた額とします。
- ア 事業実施に伴う入場料等
 - イ 広告料、企業協賛金等の収入
 - ウ 前各号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として不相当と認めるもの
- (2) 補助金の額は、補助対象経費の5分の4の額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、10万円を限度とします。
- (3) 補助金の交付を受けられるのは、一団体につき一事業とします。

8 補助対象事業期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

- ※ 事業の継続を希望する場合は、改めて事業の提案を行うこととし、同一事業の提案は、事業開始年度を起点とした3年度を限度とします。

9 交付要望書の配布

市役所地域協働課、各支所、各市民センター、市民活動支援センターにて要望書を配布。

- ※ 稲沢市ホームページからもダウンロードできます。

10 事前相談期間

市役所地域協働課で事前相談を行います。

申請を希望される団体は必ず事前相談を受けてください。

- ※ 相談日時は電話（地域協働課 0587-32-1146）にてご予約ください。
- ※ 事前相談期間：令和5年10月2日（月）～10月31日（火）
受付時間：土・日・祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

11 申請手続き

所定の様式に必要事項を記入し、市役所地域協働課へ提出してください。

- ※ 募集期間：令和5年11月1日（水）～11月15日（水）必着
受付時間：土・日・祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

1.2 審査の実施方法

有識者等によって構成された審査会において公開ヒアリングを行います。（手法や発表者の人数は問いません。）公開ヒアリングでは所定の時間内に事業内容を説明いただきます。

説明後、審査員から質問しますので、質問には簡潔にご回答ください。

※ 公開ヒアリングに出席されないと、補助は受けられません。

※ 審査会場では一切の資料配布をお断りします。

1.3 審査会の日時

令和6年2月4日（日）午後1時30分から予定しています。

※ 開始時間は申請団体数により変更する場合があります。

※ 詳細は、応募締切後、申請団体に通知します。

1.4 審査基準

審査にあたっては、次の項目について審査委員が採点し、合計50点満点とします。

審査項目	評価の着眼点	配点
(1) 公共性・公益性	<ul style="list-style-type: none">・ 広く市民にサービスの提供ができているか。・ 市民ニーズに応えるものであるか。・ 社会生活や地域の課題解決を踏まえたものであるか。	10点
(2) 自立性	<ul style="list-style-type: none">・ 自己努力による資金確保に努めているか。・ 自主性を持った企画・運営となっているか。	10点
(3) 発展性	<ul style="list-style-type: none">・ 持続的、継続的に取り組まれる市民活動となるか。・ 事業成果の広がりが期待できるか	10点
(4) 実現性	<ul style="list-style-type: none">・ 事業内容は実現可能であるか。・ 実現可能な収支予算となっているか。・ 十分な組織・体制を確保しているか。・ 適切なスケジュール・手順となっているか。	10点
(5) 妥当性・必要性	<ul style="list-style-type: none">・ 活動の内容に見合った経費見積りとなっているか。・ 市補助金交付の必要性が認められるか。	10点
合計		50点

※ 合計点数が25点に満たないものは、『不採択』となります。

※ 「(5) 妥当性・必要性」の合計点数が5点に満たない場合は、合計点数が25点を超えていても『不採択』となります。

※ 審査内容に関するお問い合わせについては応じられませんので、あらかじめご了承ください。

※ 採択決定にあたっては、条件付きの場合や交付決定額が申請額より減額されている場合があります。

1 5 審査結果の通知

審査結果については、郵送により応募団体へ通知します。

1 6 事業が採択された場合

事業が採択された場合の流れは次のとおりです。

補助金の申請	事業実施前に、地域協働課への補助金の交付申請が必要です。 必ず、定められた期間内に補助金交付申請を行ってください。
事業実施	市からの交付決定通知後に、事業を開始してください。
実績報告	事業終了後、速やかに実績報告書の提出をお願いします。
補助金の交付	補助金は原則として実績報告書の提出後にお支払いします。 交付時期については、個別に御相談ください。

1 7 事業の広報

採択された事業は、個人情報を除き、市ホームページなどにより、広く市民の方にお知らせします。また、取組み事例として、事業報告会や市民活動支援センター勉強会等で、事業内容の発表等をお願いすることがあります。

1 8 その他

この補助金制度は、稲沢市議会3月定例会において、当該予算が議決されることが前提となります。

1 9 問合せ先

稲沢市市民福祉部 地域協働課コミュニティグループ

住所 稲沢市稲府町1番地 稲沢市役所2階

電話 0587-32-1146 (ダイヤルイン)